

いしおか 市議会 だより

No.100

令和8年 第2回定例会

(6月2日～6月11日)

Ishioka City Council News -No.100-

定例会は
年4回

3月

6月

9月

12月



新たな決意とともに～市議会任期スタート～(写真／選挙で選ばれた22名の市議会議員)

INDEX

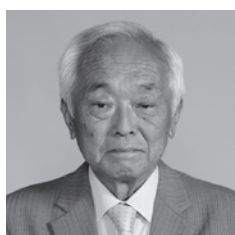
－特集－

新たな議会体制、発足 ——4年間の任期がスタート	3
石岡市議会広報紙のあゆみ	4
市長に対する不信任決議、再び	8

定例会・臨時会ドキュメント	10
ご案内	14
常任委員会の活動	15



菱沼和幸
貝地 2



岡野孝男
上 曾



高野 要
東 府 中



鈴木行雄
東 大 橋



山 本 進
国 府 2



村 上 泰 道
東 光 台 2



関 口 忠 男
根 小 屋



池 田 正 文
国 府 7



川 井 幸 一
柿 岡



櫻 井 茂
府 中 3



玉 造 由 美
真 家



谷 田 川 泰
東 府 中



中 根 淳 一
石 岡 1



鈴 木 康 仁
国 府 2



飯 村 一 夫
下 林



石 橋 保 卓
貝 地 2



新 田 茜
若 松 2



溝 口 尚 也
石 岡



櫻 井 雅 博
小 幡



高 栖 敬
杉 並 4



鈴 木 将 史
大 増



富 田 雅 史
太 田

石岡の未来のため、
全力を尽くします

新たな議会体制、発足

— 4年間の任期がスタート

令和8年4月26日、石岡市議会は、選挙で選ばれた22名の議員で新たなスタートを切りました。任期は、令和12年4月25日までの4年間で。

令和8年5月14日、改選後初めての議会となった令和8年第2回臨時会では、議長及び副議長の選挙が行われ、議長に村上泰道議員、副議長に鈴木康仁議員がそれぞれ選出されました。



▲村上議長(右)と鈴木副議長(左)
(就任後、議長応接室にて)

就任のご挨拶

市民の皆様におかれましては、平素より、市議会に對しまして、深いご理解と温かいご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

令和8年第2回石岡市議会臨時会におきまして、議員各位のご推挙をいただき、第12代石岡市議会議長及び副議長に就任いたしました。その職責の重さを深く認識するとともに、市民の皆様の信頼と期待に應えるよう、誠心誠意その任に当たる所存でございます。

さて、本市においては、市長不信任決議の可決、その後の市議会解散、そして市議会議員一般選挙という大きな局面を経て、新たな議会がスタートいたしました。こうした時こそ、市民生活に混乱を生じさせることなく、市政を着実に前へ進めていくことが、市民の皆様から改めて負託をいただいた私たちに課せられた重要な使命ではないかと考えております。

私どもといたしましても、議会の円滑な運営に尽力し、一枚岩となつて、新たな執行部と対話を重ね、緊張関係を保ちながら、議員各位の活動を支援するとともに、地域発展、市政発展のために全力で取り組んでまいります。

どうか、今後とも市議会に對しましてご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

石岡市議会
議長 村上 泰道
副議長 鈴木 康仁

正副議長プロフィール

議長
村上 泰道氏



平成21年から議員を務め、現在6期目。
石岡市議会議長、石岡市議会副議長、経済建設消防委員会委員長、議会広報委員会委員長などを歴任。

議長職に就いて「君子和而不同」の精神で、議会の円滑な運営に尽力し、新たな執行部と対話を重ね、緊張関係を保ちながら、地域発展、市政発展のため職責を全うしていきたい」と抱負を語る。

好きな言葉は「完遂」。

昭和53年生まれの48歳。東光台二丁目在住。

副議長
鈴木 康仁氏



令和元年から議員を務め、現在3期目。
石岡市議会副議長、議会運営委員会委員長、総務企画委員会副委員長などを歴任。

副議長職に就いて「市民の声をまっすぐに議会へ届ける」を信条に、議会が行政のチェック機能としての役割を果たせるよう議長を補佐し、開かれた議会運営の推進に全力を尽くしていきたい」と抱負を語る。

座右の銘は「百折不撓」。

昭和48年生まれの53歳。国府二丁目在住。



石岡市議会広報紙のあゆみ

～第100号を記念して～



旧石岡市と旧八郷町の平成17年10月1日の合併を経て、石岡市議会の広報紙は、新たな石岡市制のスタートに合わせ創刊号を発行しました。それから約20年のときを経て、ついに第100号の発行を迎えることができました。

そのような広報紙のあゆみをリニューアルの軌跡とともに振り返ってみます。



創刊号

私たちのいしおか市議会
(平成17年11月1日発行)

その当時、石岡市議会とは？

- 合併後議員43人の石岡市議会がスタート
- 初代議長に鈴木行雄氏、副議長に入江貞一氏

その当時、石岡市のできごとは？

- 初代石岡市長に横田凱夫氏
- 茨城県フラワーパークが20周年を迎える
- 新たに5棟の建物が国の登録文化財に
(すがや化粧品店・府中誉仕込蔵・府中誉釜場・府中誉春屋、大場家住宅主屋)



第10号

表紙のレイアウトを
リニューアル
(平成19年8月1日発行)

その当時、石岡市議会とは？

- 合併後初の議員改選で26人が当選
- 「石岡市の自然・環境の保全を求める決議」を可決
提出：市民経済委員会
内容：不法投棄等への徹底した対策、条例の制定を強く求める

その当時、石岡市のできごとは？

- 石岡市役所の住所が「石岡3165番地2」→「石岡一丁目1番地1」となる
- 市役所に法務局証明書交付窓口が開設

次のページへ



第14号

広報紙の題名を
「いしおか市議会だより」へ変更
(平成20年6月1日発行)

その当時、石岡市議会とは？

■石岡・小美玉地区スマートIC道路整備事業の契約議案や用地取得議案などを可決

その当時、石岡市のできごとは？

■石岡市民会館が開館40周年を迎える

■体験型観光施設朝日里山学校がオープン

第50号

ちょうど折り返し地点
(平成27年9月1日発行)

その当時、石岡市議会とは？

■5月の改選から議員22名体制でスタート

■議会改革特別委員会を設置
目的：開かれた議会を実現し、市民の負託に応えていくためには、議会自ら改革を継続していく必要があり、更なる議会改革に向けた調査・研究を行う

その当時、石岡市のできごとは？

■石岡市合併から10周年を迎える

■マイナンバー制度の運用が開始

第79号

全面リニューアル、現在のレイアウトへ
(令和3年6月1日発行)

その当時、石岡市議会とは？

■代表質問を導入し、運用開始

■新型コロナウイルス感染症の影響を受け、議会報告会の開催見送り

その当時、石岡市のできごとは？

■いばらきフラワーパークリニューアルオープン

■こども休日診療の開始



そして、第100号へ

石岡市議会ってどんなところ？

～議員のシゴトを見てみよう～

石岡市議会では、定例会や委員会を開き、市長から提出された議案や市民からの請願・陳情を審査しています。

第100号の節目を迎え、石岡市議会はどのような役割を担い、議員はどのような仕事をしているのか、改めてご紹介いたします。



石岡市議会の会議が行われるのはどんなところ？

A

議場

定例会や臨時会を行います



B

委員会室

各常任委員会を行います



C

全員協議会室

議会運営委員会などを行います



会議の中で何を話し合っているの？

例①：市長から提出された議案の審査の流れ（定例会）

定例会（開会） 場所：A
市長が議案を提案した理由と、その概要を説明

定例会（議案質疑） 場所：A
議員が、市長や執行部に対し、議案の内容や疑問点などをただす
⇒議案質疑終了後
議案をより詳細に調べるため、所管の各常任委員会へ審査を付託

例②：市民から提出された請願・陳情の審査の流れ

請願・陳情の受理
※定例会開会2週間前に開催される議会運営委員会の2営業日前の午後3時締切

議会運営委員会で取扱いを協議 場所：C
※郵送で提出された陳情は審査せず、議場配布の取扱いとなる

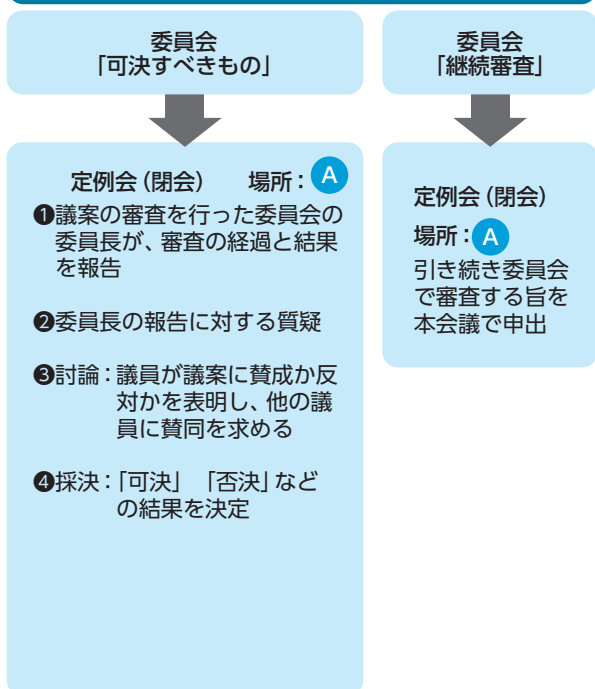
定例会で取扱いを決定 場所：A
議会運営委員会の協議結果に基づき、所管の各常任委員会または議会運営委員会へ審査を付託

委員会による審査 場所：B C
付託された各委員会で、執行部による詳細な説明を受け、少人数で専門的に審査を実施する。

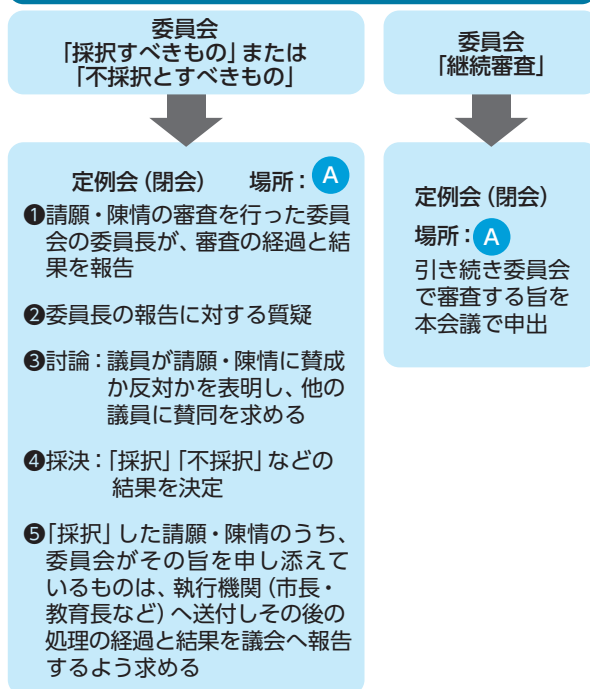
総務企画委員会：総合計画、行財政改革、税金、市の人事、防災、消防行政などに関すること
文教厚生委員会：市内小中学校、文化振興、子どもやお年寄りの福祉などに関すること
産業建設委員会：農業や商工業の振興、道路、下水道、公園の整備、都市計画、市営住宅の管理運営、協働のまちづくり、環境問題などに関すること
議会運営委員会：議会の運営、議会の会議規則・委員会条例などに関すること

つづきは
次ページ
へ

例①つづき：市長から提出された議案の審査の流れ（定例会）

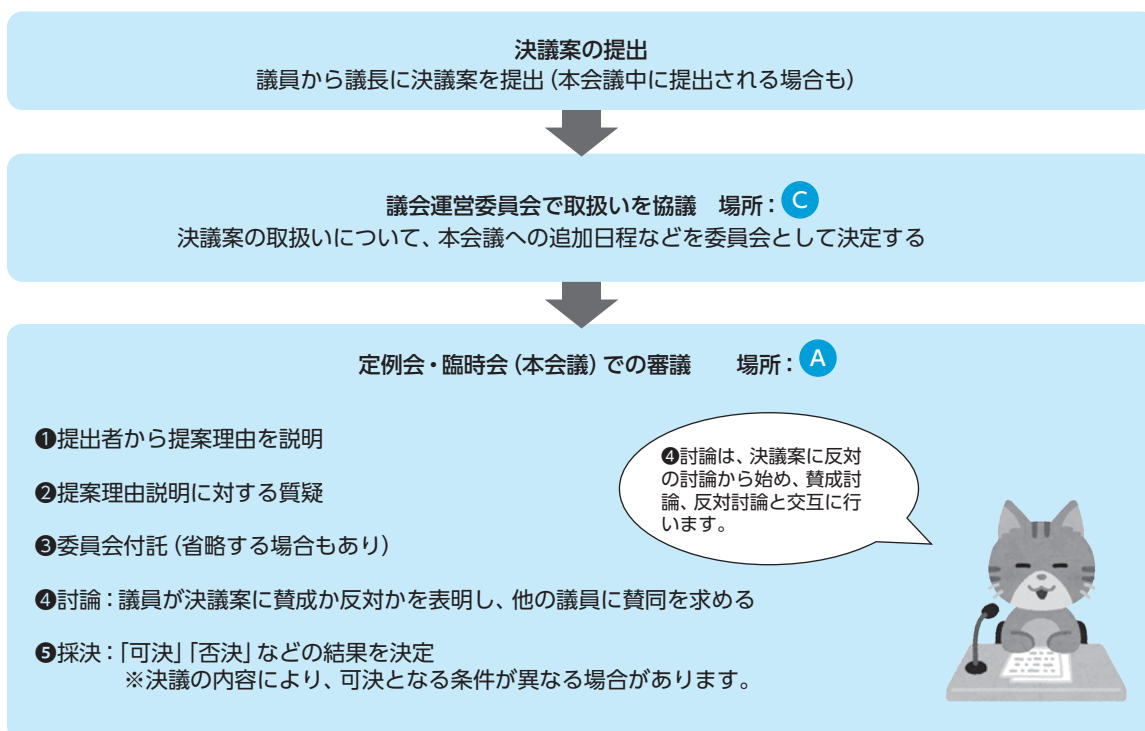


例②つづき：市民から提出された請願・陳情の審査の流れ



例③：決議審議の流れ（議員提出の決議）

※決議：議会の意思を対外的に表明するためになされる議会の議決



決議の種類は

決議には、法的な側面からみて、①法的拘束力のあるものと②法的拘束力のないものがあります。法的拘束力のあるものについては、可決後、法の規定に基づき、手続きが進められます。一方、法的拘束力がないものは、対外的に議会の意思を表明したり、実施を促す政治的效果を期待し提出されます。

- ①法的拘束力あり：市長不信任決議（P 8～10 参照）、特別委員会設置決議など
- ②法的拘束力なし：市長辞職勧告決議、執行部に対する要求決議、議長不信任決議など

市長に対する不信任決議、再び

選挙後初めて招集された臨時会(令和8年5月14日)において、2度目の谷島洋司市長に対する不信任決議が提出され、可決されたことにより谷島洋司市長は失職しました。
※不信任決議の効力の説明は10ページに掲載しています。

辞職勧告決議・不信任決議に関する議論の経過

R6.12.20	令和6年第4回定例会閉会日、山本進議員ほか10名の議員から「谷島市長の辞職を求める決議」が提出され、賛成多数で可決
R7.2.25	令和7年第1回定例会開会日、山本進議員ほか6名から「谷島洋司市長に対する辞職勧告決議」が提出され、賛成多数で可決
R8.3.19	令和8年第1回定例会閉会日、山本進議員ほか12名の議員から「谷島洋司市長に対する不信任決議」が提出され、賛成多数で可決
R8.3.27	不信任決議を受けた谷島市長は、地方自治法に基づき、石岡市議会を解散

2度目の「谷島洋司市長に対する不信任決議」可決

山本進議員ほか11名の議員から再び「谷島洋司市長に対する不信任決議」が提出され、各議員が質疑、討論しました。※決議の全文は、次ページのとおりです。

「谷島洋司市長に対する不信任決議」に対する質疑



法政大学体育施設用地について、活動報告では簡単に書いてあるが、議会に報告はほとんどないと断言しているが、説明はなかったのか？

当時の総務企画委員会議事録、定例会の議事録全てを確認し、十分な説明がなされていなかった。

【反対討論】

市長には不適切な発言があったものの謝罪済みであり、市政の安定を考えると不信任決議を可決して市長を失職させることや再選挙を行うことは市民に不利益をもたらすため、本決議案に反対する。

不信任決議は重い最終手段であり、政治的対立を過度に先鋭化させ、市政の安定を損なうおそれがあるため、軽々しく用いるべきではない。

不信任決議は重大な判断であり、現時点では市長に対する不信任に値する明確な事実確認や十分な議論がなく、単なる疑念や不満だけで可決すべきではない。

不信任決議は市政運営の停滞や市民生活に重大な支障が出る場合に用いるべきものであり、現状はその段階に至っていない。市長と市議会は対等な立場に立ち、お互いを尊重しながら市政を推進すべき。

【賛成討論】

決定的なのは、市民に選ばれた市長として、谷島氏には責任の表側にある判断をする勇氣、する覚悟がないということ。判断できないリーダー、その判断に最後まで責任を持ってないリーダーは、リーダーではない。リーダーとしての資格、市民としてのトップとは言えない。

市長の初めての定例会で、公人として言動を慎むよう提言したが、その後の爆破予告事件での市長の対応や説明は納得できない。市長の軽率な言動が過去6年間市政を混乱させてきた事実もある。選挙費用については交付税で補填されて、市民の負担は過大ではない。

市議会解散後初めての議会(令和8年5月14日)において不信任決議が可決され、谷島市長は失職

※「○」は議案の議決に賛成、「●」は反対、「―」は退席等
※不信任決議は議長も採決に加わります。

採決の際、議員の3分の2(15名)以上が出席し、その過半数(8名)以上の賛成があったため可決

溝口	櫻井	高栖	鈴木	富田	中根	鈴木	飯村	石橋	新田	川井	櫻井	玉造	谷田	山本	村上	関口	池田	菱沼	岡野	高野	鈴木
尚也	雅博	敬	将史	雅史	淳一	康仁	一夫	保卓	茜	幸一	茂	由美	泰	進	泰道	忠男	正文	和幸	孝男	要	行雄
○	—	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	○

谷島洋司市長に対する不信任決議（全文）

石岡市においては、これまでの市政運営をめぐり、市長の責任と資質に対する重大な疑義が積み重なってきた。その最も根本的な問題は、市政の基盤であるべき「信頼」が損なわれていることである。この信頼とは市長と議会における信頼関係、市長と市民における信頼関係である。この信頼関係が大きく損なわれた要因について述べてい

八軒向第3公園に設置予定の屋外トイレ整備費用約5千万円に関して市長は、自らの提案に基づく事業であるにもかかわらず、あたかも議会が主導したかのような発言を行い、「議会が強くてやめさせてくれない」等の、議会に責任を転嫁する説明を市民に対して行っている。さらに議会への説明では「国交省のガイドラインに沿った仕様」と説明していたが、便器の数は倍、障がい者用駐車場は設置予定がなかった。これらは、市民そして議会に対して事実と異なる認識を与えようとする発言であり、行政の長として許されるものではない。

次に 複合文化施設（市民ホール）に係る基本設計業務の選定過程において市長は、公正・公平な審査を担保すると説明してきた。しかし、専門的知見を有する外部有識者を関与させず、一部職員のみで評価が行われた点について、手続の透明性と妥当性に重大な疑念が生じた。そのため議会は「複合文化施設基本設計委託契約の延期を求める決議」を可決。これを受けて市長は「皆様に疑念を抱かせたことについて大変申し訳なく感じている。この指摘を真摯に受け止めプロポーザル審査をゼロベースに戻す」と発表しながら、市議会解散を「市議会の反対で止まっている複合文化施設を前に進めるため市民に直接、是非を問いたい」と発言し、またしても議会に責任転嫁した。

次に 市議会議員選挙告示の直前、「やじまようじ活動報告」が新聞に折込み配布された。この活動報告に記載された内容は、市長自身に都合のよい情報のみを掲載しており、市民に対する報告としてはあまりにも不誠実と思われる点が数多くある事を指摘させていただく。

この活動報告の記載には、先ず「音楽フェスは公益事業と判断。公益事業は減免できる。音楽フェス主催者に八郷運動公園照明設備を修理・寄付いただいた。結果として事務手続きに幾多の過失が散見されたとする報告書を公表したが石岡市による不当な行政行為は確認されなかった。」とあり、全くもって驚くべき内容と言わざるを得ない。再議が提出された際に調査特別委員会報告書に目を通したと答弁した市長の弁とは思えず、議会軽視も甚だしい暴挙である。調査報告書には、地方自治法違反及び市条例・規則違反に類する不当な行政行為をいくつも指摘しており、市議会が全会一致で議決した非常に重い判断である。調査特別委員会及び議会の判断を否定し、黒を白と言い張るような内容の活動報告は議会軽視の極みと言わざるを得ない。谷島市長は常々「反省すべきは反省し」と発言しながら、全く反省していない事実を自ら市民に示したともいえる。

さらに半ノ木地区に位置する法政大学体育施設用地を石岡市に売りたいとの打診が令和2年1月にあり、市長は用地の利活用を検討する中で、県サッカー協会から県内の拠点施設としての整備を提案され施設整備計画を検討。一方で買収額算定のため不動産鑑定も行い、議会にも鑑定評価額が示された。15ヘクタールのまとまった用地として利用価値が高かったにもかかわらず、約3年間方向性が定まらず、結果、拠点施設は水戸市に決定。その後、法政大学から令和4年12月に民間企業に用地を売却したとの連絡を受け、市は大きな利益を失う結果となった。土地開発基金で先行取得していれば工業団地としての利用も可能であり、法人市民税・固定資産税・雇用環境改善ひいては人口増も期待できたが、残念ながら数十年にわたって石岡市が受ける莫大な恩恵は幻となった。活動報告では「価格交渉も折り合わなかった」と簡単に書いてあるが、議会に報告はほとんどなく市長の優柔不断な対応が招いた結果と言わざるを得ない。

また、市長不信任案に関する記述の中で、財政推計では基金が減少しマイナスに転じる推計が出ている中で新施設の建設について責任感の欠如を議員から指摘されている点について市長は「基金の積立額は148億円ある」「今すぐ市の財政が傾くものではない」と否定している。しかし、3月に行われた予算特別委員会における財務部長の説明では、基金残高は98億円と説明しており、何故50億円も基金残高が増額となったのか調査したところ、市長は、財政不安を打ち消すために介護保険支払準備基金等を加えて水増ししたものであることが判明した。法律で用途が厳しく制限されている介護保険支払準備基金は、本来市の財政状況を説明する際に含めない基金である。市長は財政運営の知識が全くないのか、はたまた市民の目をそらすための姑息な水増し作戦なのかは市長のみが知るところであるが、予算特別委員会の審議を侮辱し市議選を前に市民を愚弄する行為を自ら証明したものである。

更に文書配布では不適切な行為も行っている。市長は市議会議員選挙告示前の段階から、自らと政治的立場を同じくする特定候補者への支援を呼び掛ける文書を大量に後援会関係者へ郵送していたことが明らかとなった。当該文書には、特定候補者名を明示したうえで、「市長とともに市政を前に進める候補者」などと記載され、「応援いただきますようお願い申し上げます」との文言が用いられていた。これに対しては、市民からも「行政の長としての政治的中立性を欠くのではないか」「公職選挙法に抵触するのではないか」との疑念が生じ、市選挙管理委員会および警察への相談・申し入れが行われる事態となった。公職選挙法上の最終的な判断は関係機関に委ねられるべきものであるが、市長自らが議会解散後の選挙に深く介入し、市民に行政の公平性に対する重大な疑念を抱かせたことは、市政への信頼をさらに損なうものであり、極めて遺憾である。その結果として行われた市議会議員選挙においては、前議員の多数があらためて市民の信任を受けて当選しており、議会の判断は市民の意思によって裏付けられたものといえる。にもかかわらず、市長からはこれまでの問題に対する十分な総括や具体的な改善策を示す事も無く、市政に対する不信は解消されていない。

市長は、市議会解散の理由として「市民に信を問う」そして「市長に反対する議員が多数当選した場合には辞職を含めて責任を取る」と記者発表している。しかし、市長は辞職の道を選ぶことなく、漫然と今も市長席に座り、解散前と変わらずに言行不一致を重ねている。ここに至り、市民からの信頼そして議会からの信頼は地に落ちたと申し上げたい。

市政において最も重要なのは、市民との信頼関係である。以上申し上げたように市長としての資質・能力が徹底的に欠けており、市民との信頼、議会との信頼が損なわれたままでは、いかなる政策もその基盤を欠き、市政運営は停滞を余儀なくされる。

よって、石岡市議会は、市民の代表として市政の信頼を回復する責務に基づき、谷島洋司氏を石岡市長として信任することはできないと判断し、ここに同氏に対する不信任を決議する。

定例会・臨時会 ドキュメント

◆第2回臨時会 [5月14日]
◆第2回定例会
[6月2日～6月11日]

第2回臨時会 新たな議会の構成が決定

4月26日に行われた石岡市議会議員一般選挙により、22名の石岡市議会議員が誕生しました。
5月14日には、議員からの請求に基づき、市長が第2回臨時会を招集しました。
改選後初めての議会となったこの日、議長・副議長の選挙が行われました。選挙に先立ち、休憩中に所信表明会が行われ、議長・副議長の職を志願する議員が、議会運営への抱負を力強く語りました。

所信表明会後に行われた投票の結果、議長に村上泰道氏、副議長に鈴木康仁氏が選出されました。併せて、各常任委員会・議会運営委員会・議会広報委員会委員の選任などが行われ、新たな議会構成が決まりました(詳細は16ページ)。

市長提出議案6件を可決

第2回臨時会において、市長からは、専決処分の承認を求める議案5件及び監査委員の選任につき同意を求める議案の計6件が提出されました。
専決処分の承認議案の内容は、令和8年4月26日に執行された市議会議員選挙に要する経費を計上した令和8年度一般会計補正予算(第1号)、公職選挙法施行令の一部改正に伴う、石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正などです。
市長提出議案は、採決の結果、いずれも原案のとおり可決しました。

第2回臨時会 2度目の市長に対する不信任決議案を可決

山本進議員ほか11名から2度目の「谷島洋司市長に対する不信任決議」が提出され、質疑、討論の後、採決の結果、可決しました。

市長不信任決議可決の効力

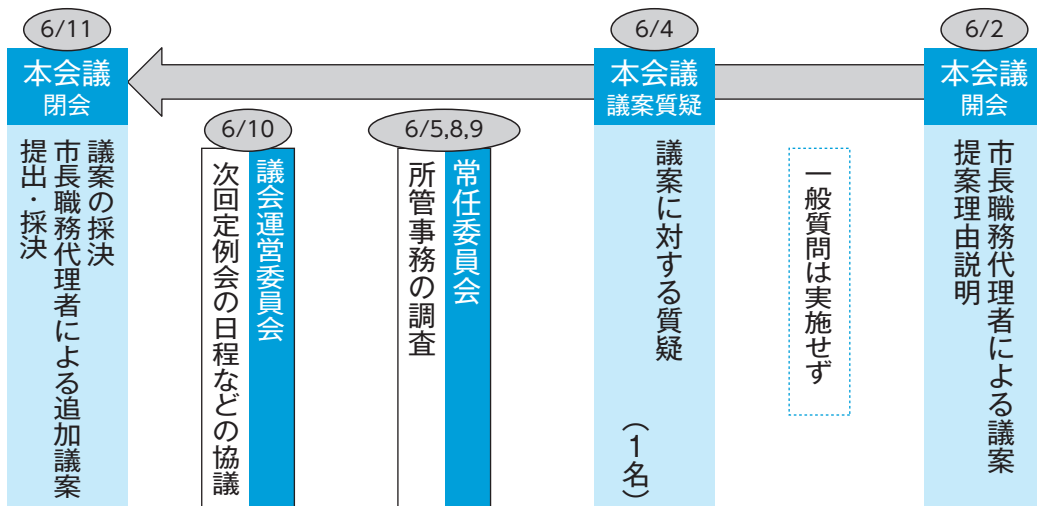
1回目の不信任決議が可決され、議長からその旨の通知を受けた市長は10日以内に議会解散又は失職を選択します。市長が市議会を解散し、市議会解散後に初めて招集される議会において再び不信任決議が可決された場合、議長からその旨の通知があった日において市長は失職します。

【地方自治法第178条(一部抜粋)】

- 1 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。
- 2 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があったときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があった日においてその職を失う。

閉会后、村上泰道議長からの通知により、谷島洋司市長は同日(5月14日)において失職しました。

令和8年第2回定例会の流れ



第2回定例会 市長 職務代理者が14議案 を提出

第2回定例会は、市長が不在の中開催される異例の会議となり、

補正予算の主な事業と予算額			
第2回定例会	■総合支所複合施設維持管理経費	その他施設修繕	239万8千円
		空調設備更新工事	180万4千円
	■オートキャンプ場管理運営経費		199万1千円
	■消防費：職員等人件費（消防職と行政職で同一階級の手当の金額差を解消するための増額分）		380万6千円
	■教育活動支援員配置事業		278万1千円

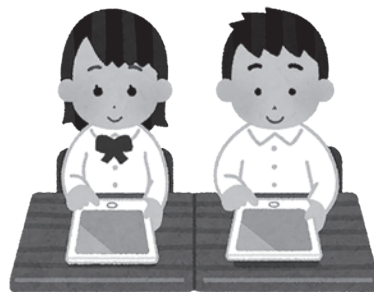
市長職務代理者である市長公室長から、専決処分の承認を求める議案、令和8年度一般会計補正予算や財産の取得に関する議案、和解に関する議案など、計14件の議案が提出されました。

専決処分の承認議案の内容は、令和8年6月21日執行の石岡市長選挙に関する経費を計上した令和8年度一般会計補正予算（第2号）です。

令和8年度一般会計補正予算（第3号）は、1377万3000円を減額し、歳入歳出総額を356億294万9000円とするもので、緊急性の高い事業等に対応する経費、事業費の確定により減額する経費などで構成されています。

歳出の主な内容として、総務費では、総合支所複合施設的全館用空調設備及びサーバー室の空調を修繕するための経費として総合支所複合施設維持管理経費420万2000円の増、農林水産業費では、つくばねオートキャンプ場の揚水ポンプに不具合が生じていることから、改修工事に要する経費としてオートキャンプ場管理運営経費199万1000円の増などです。

財産の取得議案は、石岡市立小学校学習者用タブレット3240台をリコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社公共文教営業部から1億7303万2200円で取得するため、石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。



石岡市印鑑条例の一部改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

和解議案は、令和8年2月11日に石岡市高浜地内において職員が公用車を運転中に発生した物損事故について和解するものです。

定例会最終日 市長 職務代理者提出議案 を可決

今回市長職務代理者から提出された議案は、最終日に追加提出された議案（財産の取得（燃やすごみ専用袋購入）3件を除き各委員会に付託して審査を行い、最終日に採決を行った結果、いずれも原案のとおり可決しました。



NEXT：質疑から読み解く「ギカイの視点」

質疑から読み解く

ギカイの視点



条例

予算

第2回定例会

補正
予算

市長選挙費

市長選挙費4,677万円を計上

令和8年5月14日に不信任決議可決により失職した石岡市長について、失職から50日以内に選挙を行う費用4,677万円を増額するもの。

問

今回は、何名の時間外手当、また時間は何時間ぐらいを想定しているのか？

答

投票事務従事者、320名12時間。開票事務従事者、120名5時間。期日前投票事務従事者、15人が6日×3時間。ほかに選挙管理委員会職員、7名20日間分の費用の見込み。

問

啓発等用品費50万円が計上されているが、投票率アップに向けた取組として、新たな取組があるのか？

答

この選挙は、急遽発生した選挙ということで、新たな取組を導入することには至っていないが、積極的に投票率向上のために周知PRはしたいと考える。

第2回定例会

補正
予算

総合支所複合施設維持管理経費

420万2千円を計上

空調機器の不具合に対応するために計上。239万8,000円は全館空調設備の冷温水機2基のうち1基で発生した腐食による水漏れの修繕費用。さらに、180万4,000円は支所のサーバー室に設置された空調機の室外機から冷媒ガス漏れが発生し、製造から30年以上経過しているため修繕が困難であり、代替機器を新規に設置するための費用。

問

サーバー室にある室外機から、ガス漏れが発生し、30年経過している状況。経年劣化と分かっているうえで、令和8年度当初予算になぜ上げられなかったのか？

答

冷温水機の修繕、冷暖房用設備の定期保守点検を令和8年2月に実施。事業者から不具合が生じている旨の報告を令和8年3月に受けたことから、当初予算の編成に間に合わせる事ができなかった。

第2回定例会

財産

石岡市立小学校学習者用タブレットの取得

タブレット端末を3,240台購入

令和2年度に整備した1人1台のGIGAスクール端末が、更新時期を迎えていることを踏まえ、小学生用として3,240台を購入するもの。受注者は、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社公共文教営業部。契約金額は税込み1億7,303万2,200円で、令和8年5月11日付で仮契約を締結。

問

3,240台というのは、現在の小中学校の在籍数からすると多いと思うが、その内訳は？

答

市内小学校15校分。令和7年5月時点の生徒数を基準として、人数の変動分、配備後の故障対応分を約15%ほど加算して計上している。

道路

市道の廃止

市道B3434号線の廃止

石岡市上曽地内において、当該路線の払下げに伴い、路線の廃止を行うもの。

問

市道の払下げに伴い、路線を廃止する理由は？

答

隣接地権者の方のみが使用しているような状況。対象路線の隣接地権者の方から隣接する市有地と一体利用したいという申出があり行うもの。

議案の審議結果

■全会一致で可決

第2回臨時会

予算	専決処分の承認 (令和8年度石岡市一般会計補正予算(第1号))
条例	専決処分の承認 (石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)
	専決処分の承認 (石岡市税条例の一部改正)
	専決処分の承認 (石岡市都市計画税条例の一部改正)
人事	監査委員の選任(関口忠男氏)

第2回定例会

予 算	専決処分の承認 (令和 8 年度石岡市一般会計補正予算 (第 2 号))
	令和 8 年度石岡市一般会計補正予算 (第 3 号)
	令和 8 年度石岡市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

第2回定例会

予算	令和 8 年度石岡市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	令和 8 年度石岡市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
	令和 8 年度石岡市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
条例	石岡市印鑑条例の一部改正
その他	損害賠償額の決定及び損害賠償請求に関する和解（市内中学校ホームページで著作権を有するイラストを許可なく使用したことに係るもの）
	市道の廃止（B 3 4 3 4 号線（上曽地内））
	和解について（公用車の物損事故に係るもの）
	財産の取得（追認） （令和 4 年度 石岡市燃やすごみ専用袋購入）
	財産の取得（追認） （令和 5 年度 石岡市燃やすごみ専用袋購入）
	財産の取得（追認） （令和 7 年度 石岡市燃やすごみ専用袋購入）

■賛否が分かれたもの（賛成多数で可決）

※「○」は賛成、「●」は反対、「－」は退席等
※議長は、採決に加わりません。

[illegible]

《会議の欠席状況》 6/4 本会議 岡野 孝男

議会を傍聴・ネット中継で見ませんか？ ～市議会をもっと身近に～

石岡市議会では、本会議と各常任委員会などを公開しており、どなたでも傍聴できます。



◀ 傍聴席から見た議場

傍聴のご案内

本会議

議員による一般質問・議案質疑、議案などの議決が行われます。

①日程確認

ホームページ、広報紙等に掲載される「会期予定表」で開催日程を確認。

②受付

当日8時30分から先着順にてご案内。
受付簿に氏名・住所を記入。

定員：50名
(一般席45名、報道関係者席5名)

委員会

議案内容の詳しい審査や請願・陳情に関する審査などが行われます。

①日程確認

ホームページの「委員会の開催情報」にて日程を確認。(原則、開催の1週間前にお知らせ)

②受付

会議開始時刻30分前から受付。
受付簿に氏名・住所を記入。

定員：10名
※会議開始時刻の10分前までに定員を超えた場合はくじ引きとなります。
※一部の特別委員会など、傍聴できない委員会があります。

ネット中継・録画配信

インターネットによる生中継及び録画配信を行っています。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

①インターネットで「石岡市議会」と検索



②「議会中継」を選択



③見たい会議を選んで視聴



※中継終了後、録画映像を掲載するまでには、おおむね1週間程度かかります。
※この議会中継は、石岡市議会の公式記録ではありません。公式の記録は会議録をご覧ください。

常任委員会の活動

石岡市議会には3つの常任委員会が置かれており、各委員会は、担当する部門に関する市の業務内容の調査や、議案と請願・陳情の審査などを行っています。委員会は議会の閉会中も開催しており、積極的な議論が交わされています。

ここでは、最近の委員会において議論された主な内容をご紹介します。

総務企画委員会

6月8日に開催した当委員会では、執行部から「石岡市公共施設等総合管理計画」の改定について説明を受けました。同計画は10年ごとに見直しを行うもので、人口減少や公共施設の老朽化、物価高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、令和7年度から令和8年度にかけて改定作業を進めています。また、公共施設の総量削減目標を従来の20パーセントから25パーセントへ見直し、施設の再編や地域の実情を踏まえながら、持続可能な公共施設サービスの実現を目指すとの説明がありました。

石岡市公共施設等総合管理計画の改定

委員からは、「目標値はどのような状態になれば達成となるのか」との質問があり、執行部からは、「公共施設を廃止した段階での面積とするが、建物が残る場合の維持管理コストも含めて検討していく必要がある」との答弁がありました。また、施設の廃止だけでなく、除却や跡地活用、民間活用まで含めた実効性のある計画とするよう意見が出されました。



▲石岡市公共施設等総合管理計画のHP

文教厚生委員会

6月5日に開催した当委員会では、高齢者補聴器購入補助金に関して執行部から説明がありました。身体障害者手帳の交付対象とならない満65歳以上の市内居住者で、専門医または補聴器相談員から補聴器の使用が必要であると判断された方に、補聴器本体の購入費用の2分の1（上限3万円）が補助されるなどといった補助の内容についての報告がありました。また、7月1日より補助の申請の受付を開始する予定であるとの説明がありました。

説明を受けた委員からは、「予算が1人3万円で9

高齢者補聴器購入補助金

0万円ということは、30人分ということであると思うが、仮に超えた場合はどうするのか」との質問があり、執行部から、「現在30人と想定しているが、申請状況を踏まえて今後の対応を検討していきたい」との答弁がありました。それを受け、委員から、「補聴器の値段は相当高いと聞いている。手厚くお願いしたい」との意見が出されました。



産業建設委員会

6月9日に開催した当委員会では、執行部から、石岡駅東にある市営駐車場の舗装・区画線等の老朽化対策や現金以外の決済方法の採用による利便性向上を目的としたリニューアルを、令和9年2月オープンを目指して実施したいとの説明がありました。BRTターミナルからのスロープ付近への事前精算機設置（1台）や、劣化した舗装と見えにくい区画線の撤去・新設などの説明を受け、委員からは、事前精算機の複数台導入や、将来的な立体化を視野に入れた検討を求める意見がありました。

市営駅東駐車場のリニューアル

続く7月2日開催の委員会では、執行部から、委員の意見を踏まえてイベント時等への対応のために事前精算機を追加設置することや、立体化した場合、利用料で建設費を賄うことが不可能であるため、駐車場の複合的利用が計画されるまでの期間は、平面駐車場として最大限活用できる配置計画により活用していきたいとの説明がありました。



▲石岡市営駅東駐車場



委員会の構成

石岡市議会では、議案や請願・陳情などの審査を少人数で能率的・専門的に進めるため、所管ごとに3つの常任委員会を設置しています。また、議会を円滑に運営するため、各会派の代表者による議会運営委員会を設置し、議長からの諮問事項や運営上の課題の協議、議会のルールづくりなどを行っています。そのほか、各常任委員会の代表者による議会広報委員会を設置し、議会広報紙や議会報告会などに関する協議を行っています。

令和8年5月14日開催の第2回臨時会において、各委員会の構成が以下のとおり決まりました。

(注)◎印：委員長 ○印：副委員長

総務企画委員会 (定数8)	文教厚生委員会 (定数7)	産業建設委員会 (定数7)	議会運営委員会 (定数7)	議会広報委員会 (各常任委員会から2名)
総合計画、行財政改革の実施状況などの企画に関することや、税金に関すること、市の人事制度、防災、消防などについて審査、調査します。	市内小中学校に関することや文化振興、子どもや高齢者の福祉に関することなどについて審査、調査します。	農業や商工業の振興、道路や上下水道、公園の整備、都市計画、市営住宅の管理運営、協働のまちづくり、環境問題などについて審査、調査します。	議会の運営に関することや議会の会議規則・委員会条例などについて協議します。	議会広報紙やホームページ、議会報告会などについて協議します。
◎新田 茜	◎中根 淳一	◎高野 要	◎櫻井 茂	◎鈴木 将史
○川井 幸一	○富田 雅史	○鈴木 将史	○山本 進	○玉造 由美
菱沼 和幸	岡野 孝男	鈴木 行雄	池田 正文	新田 茜
池田 正文	関口 忠男	村上 泰道	関口 忠男	高栖 敬
石橋 保卓	谷田川 泰	山本 進	飯村 一夫	櫻井 雅博
飯村 一夫	高栖 敬	玉造 由美	鈴木 将史	溝口 尚也
鈴木 康仁	櫻井 雅博	櫻井 茂	—	—
溝口 尚也	—	—	—	—

一部事務組合議会議員の選出状況

石岡市は、他自治体とその事務の一部を共同で処理するため、4つの一部事務組合に参加しています。これらの団体にはそれぞれ議会が設置されており、その議員には、団体を構成する各自治体の議会から選出された議員が就くことになっています。

石岡市議会からの一部事務組合議会議員選出状況は、以下のとおりです。

湖北水道企業団議会	菱沼 和幸	玉造 由美	新田 茜	石橋 保卓	鈴木 康仁	高栖 敬	—
湖北環境衛生組合議会	高野 要	岡野 孝男	谷田川 泰	中根 淳一	富田 雅史	鈴木 将史	溝口 尚也
霞台厚生施設組合議会	池田 正文	関口 忠男	山本 進	櫻井 茂	櫻井 雅博	—	—
石岡地方畜場組合議会	鈴木 行雄	池田 正文	村上 泰道	川井 幸一	新田 茜	飯村 一夫	—

編集後記

「いしおか議会だより」をお読みいただき、ありがとうございます。おかげさまで、今号で記念すべき100号を迎えることができました。この歴史ある節目に編集の一翼を担えたことを、大変光栄に感じております。これまで発行を続けてこられたのは、市民の皆さまの温かいご理解とご協力があったからこそです。改めて、深く感謝いたします。

100号という数字は、先人たちが石岡市のために積み重ねてきた大切な歩みの証です。しかしこれはゴールではなく、ここからまた、皆さまと共に石岡の未来を創る新たなスタートラインだと感じています。これからも、市民の皆さまにとって最も身近で、信頼される情報源であり続けたいと強く願っています。100号という節目を新たな一歩として、「より開かれた議会」を目指し、これからも誠心誠意取り組んでまいります。次の101号、そして未来へ向けて。今後とも変わらぬご愛読を、心よりお願い申し上げます。(鈴木)

●議会広報委員会

委員長 鈴木 将史 副委員長 玉造 由美
委員 新田 茜 委員 高栖 敬
委員 櫻井 雅博 委員 溝口 尚也

第3回定例会の予定

9月

月 日	内 容	場 所	中継
9月 1日(火)	開会日(議案の提案理由説明など)	本会議場	○
9月 7日(月)	代表質問	本会議場	○
9月 8日(火)	一般質問	本会議場	○
9月 9日(水)	一般質問	本会議場	○
9月10日(木)	一般質問	本会議場	○
9月11日(金)	議案質疑	本会議場	○
9月14日(月)	文教厚生委員会	委員会室	
9月15日(火)	総務企画委員会	委員会室	
9月16日(水)	産業建設委員会	委員会室	
9月17日(木)	議会運営委員会	全 員 協議会室	
	閉会日(議案の採決など)	本会議場	○